

## 働く女性の負担軽減促進事業

# モデル企業募集

### 福利厚生制度に家事代行サービスを導入する企業・団体を支援します！

県では、働く女性の負担軽減を図ることで女性のさらなる活躍を促進するため、女性従業員を対象とした福利厚生制度に家事代行サービスを導入するモデル企業を募集し、取組みを支援します。



#### 対象

次の基準を満たす企業・団体

- (1) 「ふくい女性活躍推進企業」または「ふくい女性活躍推進企業プラス+」として県に登録していること
- (2) 家事代行サービスを業としていないこと

#### 助成金額

モデル企業には(1) 制度導入奨励金に加え、(2) 家事代行サービス利用料補助金を支給します。

- (1) 制度導入奨励金  
10万円(定額)
- (2) 家事代行サービス利用料補助金  
補助額：家事代行サービス1回あたり  
利用料の1/4相当額または1,500円の  
いずれか小さい額(サービスの利用は従業員1人あたり2回まで)  
※ただし、企業の負担額が1回あたり1,500円を下回る場合は、その額  
補助対象期間：交付決定後～平成30年1月末日  
上限額：30万円

募集件数 3社(※1)

#### 応募方法

事業計画書(様式指定)に必要な書類を添付して、県女性活躍推進課までご提出ください。

応募締切 平成29年6月30日(金)

#### 注意事項

- ※1 応募企業多数の場合は、福利厚生制度としての継続性や事業の計画内容等を考慮して選考します。
- ※2 この事業にいう「家事代行サービス」とは、従業員の自宅の掃除、片づけ、洗濯、料理など、従業員または従業員の家族が日常的に行う家事を代わって行うものをいいます。
- ※3 この事業にいう「子育て・介護中の女性従業員」とは、小学生以下の子どもを養育している、または要介護度が「要介護1」以上の家族を自宅で介護している(日中の介護サービスを利用している場合も可)女性従業員をいいます。

### モデル企業が実施する取組み

#### 1 福利厚生制度への家事代行サービス導入

- 企業・団体またはそれに附随する互助組合等が、福利厚生の一環として、従業員が家事代行サービス(※2)を利用する際に費用の一部または全部を補助する制度を整えること
- 上記の制度を実施するために、家事代行サービス事業者と提携し、サービスの内容・価格、支払方法(利用料の全額をモデル企業がとりまとめて支払う方式に限る)、損害補償、個人情報の保護等についての取り決めを行うこと

#### 2 家事代行サービスの利用

1の制度により、子育て・介護中の女性従業員(※3)が実際に家事代行サービスを利用すること

#### 3 利用状況の報告

家事代行サービスの利用状況(利用日、利用者、利用内容等)を整理して県に報告すること

#### 4 利用者アンケートの実施

家事代行サービスを利用した従業員にアンケート調査を実施すること

モデル企業応募～助成金支給までの事業スケジュールについては、[こちら裏面](#)をご参照ください。

【応募・問合せ先】福井県総合政策部ふるさと県民局 女性活躍推進課 女性活躍グループ

住所 〒910-0858 福井市大手3丁目17-1 / TEL 0776-20-0319 / FAX 0776-20-0632  
E-mail joseikatuyaku@pref.fukui.lg.jp / URL <http://www.pref.fukui.jp/doc/joseikatuyaku/index.html>

# 事業実施スケジュール

## 1 モデル企業募集

- ▽ 所定の様式で応募書類（事業計画書等）を作成してください。
- ▽ ※事業計画書の作成にあたっては、提携する家事代行サービス事業者を選定し、事前の打ち合わせを行ってください。

## 2 募集締切 平成 29 年 6 月 30 日（金）必着

- ▽ 応募書類を県庁女性活躍推進課まで郵送でご提出ください。

## 3 モデル企業の選定 平成 29 年 7 月上旬

- ▽ 県が書類審査によりモデル企業を選定し、結果を通知します。

## 4 補助金交付申請 平成 29 年 7 月中旬

- ▽ モデル企業に選定された企業・団体は、事業計画書に基づいて補助金の申請をしてください。

## 5 補助金交付決定 平成 29 年 7 月下旬

- ▽ 県が交付申請書の内容を確認し、交付決定を通知します。

## 6 モデル企業における補助事業の実施 平成 29 年 7 月下旬（交付決定後）～平成 30 年 2 月

- ▽ 交付決定した事業計画に沿って、補助事業を実施してください。
- ▽ ① 福利厚生制度への家事代行サービス導入
- ▽ ② 家事代行サービス事業者とサービスの実施内容等について取り決め
- ▽ ③ 従業員への制度周知
- ▽ ④ 家事代行サービス事業者から請求を受け、サービス利用料を支払い  
（サービス利用料の全額をモデル企業が支払い、従業員負担分がある場合はその額を給与天引き）
- ▽ ※ 補助対象となるのは、交付決定日～平成 30 年 1 月末日の期間内の家事代行サービス利用のみです。
- ▽ ⑤ 家事代行サービスを利用した従業員へのアンケート調査（調査票の配布・回収）

## 7 事業実績報告、奨励金支給申請書の提出 平成 30 年 3 月

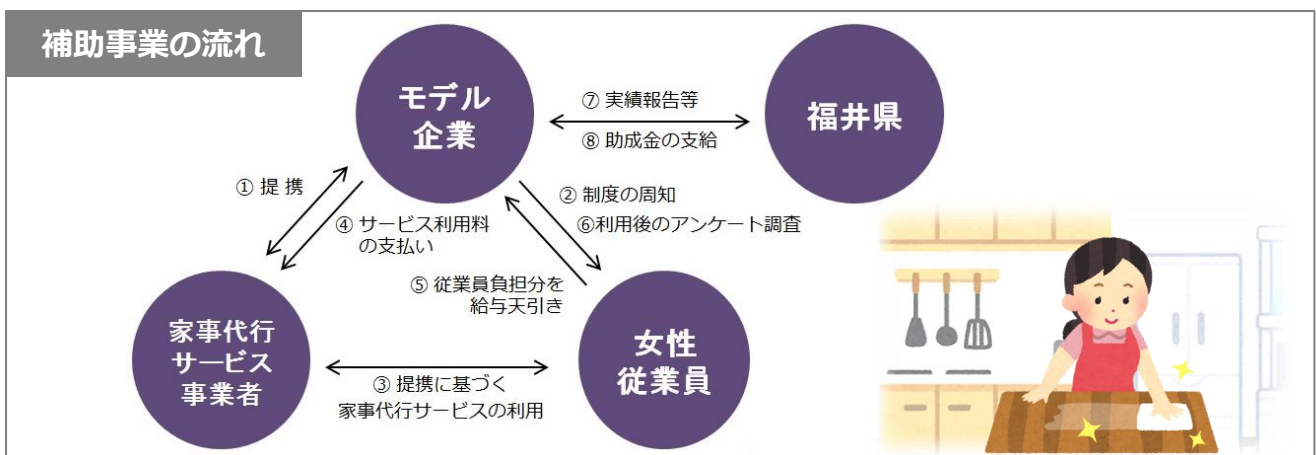
- ▽ 事業終了後、実績報告書および関係書類を速やかに提出してください。
- ▽ また、事業実績をもって奨励金の支給申請をしてください。

## 8 補助金の確定、奨励金の支給決定 平成 30 年 4 月

- ▽ 県が補助金の確定、および奨励金の支給を決定し、モデル企業に通知します。

## 9 補助金の交付、奨励金の支給 平成 30 年 4 月

県が補助金および奨励金を口座振込でお支払いします。



※モデル企業募集および補助事業に関する詳細については、県HPをご覧ください。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/joseikatuyaku/ladygo/kaji-model.html>